

(別紙)

特 約 事 項

契約書第 1 条の契約単価は、第 2 条ただし書の規定によって、次の変動があった場合に、当該変動のあった翌月から、現在の契約単価に当該変動価格分を加減した額に改定する。

- 1 公表価格が、令和 8 年 3 月 18 日の公表価格（以下「基準公表価格」という。）と比べて、1 円以上の変動があったとき。
- 2 契約単価を改定した後に、公表価格と基準公表価格との差を当初契約単価に加えた額が、改定後の契約単価に比べて 1 円以上の変動があったとき。
- 3 公表価格とは、経済産業省石油製品価格モニタリング事業の受託者が公表する石油製品の調査価格のうち、毎月の 23 日を基準日として、基準日以前に公表された基準日直近の調査日の週次の価格で、広島県における各品名の 1 リットル当たりの価格とする。
- 4 揮発油税、地方道路税、軽油引取税、消費税（地方消費税を含む。）等について変動があった場合は、当該変動が開始される日から当該変動額を加減し、契約単価を改定する。